

令和3年度 関ヶ原町一般会計予算における

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てるものとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予定収入額 86,429 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 553,179 千円

【社会保障施策に要する経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	132,181	93,180	0	0	10,643	28,358
	高齢者福祉事業	436	0	0	0	119	317
	児童福祉事業	80,080	65,152	0	0	4,074	10,854
	母子福祉事業	480	0	0	0	131	349
	小計	213,177	158,332	0	0	14,967	39,878
社会保険	国民健康保険事業	39,910	29,512	0	0	2,837	7,561
	介護保険事業	115,467	6,300	0	0	29,790	79,377
	後期高齢者医療事業	120,571	16,946	0	0	28,278	75,347
	小計	275,948	52,758	0	0	60,905	162,285
保健衛生	福祉医療事業	64,054	25,366	0	0	10,557	28,131
	小計	64,054	25,366	0	0	10,557	28,131
合計	553,179	236,456	0	0	86,429	230,294	

※各事業区分における一般財源額の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分し充当しています。